

調査結果報告書

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-2 調査対象貨物の供給者又は供給国	- 1 -
1-3 調査の対象とした期間	- 1 -
1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 1 -
1-4 調査の対象とした事項の概要	- 1 -
1-4-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入に関する事項	- 1 -
1-4-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 1 -
1-5 調査の経緯	- 2 -
1-5-1 課税申請及び調査開始	- 2 -
1-5-2 質問状の送付等	- 3 -
1-5-2-1 供給者	- 4 -
1-5-2-1-1 質問状の送付	- 4 -
1-5-2-2 輸入者	- 5 -
1-5-2-2-1 質問状の送付	- 5 -
1-5-2-3 本邦生産者	- 5 -
1-5-2-3-1 質問状の送付	- 5 -
1-5-2-3-2 回答書の不備に対する確認	- 5 -
1-5-2-3-3 追加質問状の送付	- 5 -
1-5-2-4 産業上の使用者	- 6 -
1-5-2-4-1 質問状の送付	- 6 -
1-5-3 代替国に係る選定通知	- 6 -
1-5-4 代替国候補の生産者への質問状送付	- 8 -
1-5-5 証拠の提出及び証言	- 8 -
1-5-6 対質の申出	- 8 -
1-5-7 意見の表明	- 8 -
1-5-8 情報提供	- 8 -
1-5-9 現地調査	- 8 -
1-6 秘密の情報	- 9 -
1-7 証拠等の閲覧	- 9 -
1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 9 -
1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 10 -

1-10	仮の決定の基礎となる事実の開示	- 10 -
1-11	仮の決定に対する反論等	- 10 -
1-12	暫定措置	- 10 -
1-13	最終決定前の重要事実の開示	- 11 -
1-14	調査期間の延長	- 11 -
2	不当廉売された貨物の輸入の事実に関する事項	- 11 -
2-1	不当廉売された貨物の輸入の事実	- 11 -
2-1-1	総論	- 12 -
2-1-1-1	調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方	- 12 -
2-1-1-1-1	調査対象貨物	- 12 -
2-1-1-1-2	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 12 -
2-1-1-2	不当廉売差額の基本的考え方	- 12 -
2-1-1-3	正常価格の算出の基本的考え方	- 13 -
2-1-1-3-1	調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 14 -
2-1-1-4	輸出価格の算出の基本的考え方	- 14 -
2-1-1-5	端数処理の基本的考え方	- 14 -
2-1-2	中国の供給者	- 15 -
2-1-2-1	供給者	- 15 -
2-1-2-2	正常価格	- 15 -
2-1-2-2-1	代替国の正常価格	- 15 -
2-1-2-2-2	本邦向け輸出価格	- 16 -
2-1-2-2-3	通貨の換算	- 16 -
2-1-2-2-4	不当廉売差額及び不当廉売差額率	- 16 -
2-1-2-2-5	不当廉売輸入の事実に関する結論	- 17 -
3	不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 17 -
3-1	同種の貨物の検討	- 17 -
3-1-1	物理的及び化学的特性	- 17 -
3-1-2	製造工程	- 18 -
3-1-3	流通経路	- 18 -
3-1-4	価格の決定方法	- 18 -
3-1-5	用途	- 18 -
3-1-6	代替性	- 19 -
3-1-7	貿易統計上の分類	- 19 -
3-1-8	同種の貨物の検討についての結論	- 19 -
3-2	本邦の産業	- 19 -
3-3	当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響	- 20 -
3-3-1	当該輸入貨物の輸入の増加	- 20 -

3-3-2	本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響	- 22 -
3-3-3	当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響についての結論	- 23 -
3-4	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 23 -
3-4-1	販売の低下	- 23 -
3-4-2	利潤の低下	- 24 -
3-4-3	生産高（生産量）の低下	- 25 -
3-4-4	市場占拠率の低下	- 26 -
3-4-5	生産性の低下	- 26 -
3-4-6	投資収益の低下	- 27 -
3-4-7	操業度（稼働率）の低下	- 28 -
3-4-8	資金流出入（キャッシュフロー）に及ぼす悪影響	- 28 -
3-4-9	在庫に及ぼす悪影響	- 29 -
3-4-10	雇用に及ぼす悪影響	- 29 -
3-4-11	賃金に及ぼす悪影響	- 30 -
3-4-12	成長に及ぼす悪影響	- 30 -
3-4-13	資金調達能力に及ぼす悪影響	- 31 -
3-4-14	投資に及ぼす悪影響	- 31 -
3-4-15	国内価格に影響を及ぼす要因	- 32 -
3-4-16	不当廉売価格差の大きさ	- 34 -
3-4-17	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 35 -
3-5	当該輸入貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論	- 36 -
4	因果関係	- 36 -
4-1	当該輸入貨物の輸入による影響	- 36 -
4-2	当該輸入貨物以外による影響	- 36 -
4-2-1	第三国からの輸入の量及び価格	- 37 -
4-2-2	需要の減少又は消費態様の変化	- 39 -
4-2-2-1	需要の減少	- 39 -
4-2-2-2	消費態様の変化	- 40 -
4-2-2-3	需要の減少又は消費態様の変化の結論	- 40 -
4-2-3	外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争	- 40 -
4-2-4	技術の進歩	- 40 -
4-2-5	本邦の産業の輸出実績	- 40 -
4-2-6	本邦の産業の生産性	- 40 -

4－2－7 その他の要因.....	- 41 -
4－3 因果関係に関する結論.....	- 41 -
5 結論.....	- 41 -

注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1-1-1 品名

- (1) トルエンジイソシアナート (Tolene Diisocyanate)（以下「TDI」という。）。

1-1-2 銘柄、型式及び特徴

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム (HS) の品目表第 2929.10 号に分類される。
主として、自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

1-2 調査対象貨物の供給者又は供給国

- (3) 中華人民共和国（以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (4) 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで（ただし、中国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」¹については、生産者の会社設立の時から平成 25 年 9 月 30 日まで。）。

1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (5) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで。

1-4 調査の対象とした事項の概要

1-4-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入に関する事項

- (6) 不当廉売された調査対象貨物の輸入に関して、調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）、調査対象貨物の本邦向け輸出価格、調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1-4-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

¹ 不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）（以下「政令」という。）第 2 条第 3 項

関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、不当廉売された調査対象貨物の輸入量、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響、不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。なお、「同種の貨物」とは、調査対象貨物とすべての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物をいう²。

1-5 調査の経緯

1-5-1 課税申請及び調査開始

- (8) 平成 25 年 12 月 17 日、三井化学株式会社（以下「**1-5-1 課税申請及び調査開始**」において「申請者」という。）より、「中華人民共和国産トリレンジイソシアナートに対する不当廉売関税を課すことを求める書面」（以下「申請書」という。）が提出³された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
三井化学株式会社	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

- (9) 申請者は、下記「**3-2 本邦の産業**」に述べるとおり、調査対象貨物と同種の貨物を生産する本邦の産業を構成する生産者 2 者のうちの 1 者であり、その生産高は本邦における総生産高の四分の一以上を占め、申請適格を満たしていた⁴。
- (10) 申請書において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は過半数を超えていた⁵ことから、調査を開始する必要があると認められたので、平成 26 年 2 月 14 日、申請書に基づく調査の開始を決定⁶し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者、輸入者、申請者及び財務大臣が本調査に利害関係を有すると認める者。）と認められた者に対し、書面により通知⁷するとともに（申請書の写し（公開版）を添付。）、官報で告示⁸した（平成 26 年財務省告示第 53 号）。なお、当該告示にお

² 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号。以下「協定」という。） 2.6

³ 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）（以下「法」という。）第 8 条第 4 項

⁴ 政令第 5 条第 1 項

⁵ 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 23 年）（以下「ガイドライン」という。） 5.(3)

⁶ 法第 8 条第 5 項

⁷ 政令第 8 条第 1 項

⁸ 政令第 8 条第 1 項

いて証拠の提出⁹及び証言についての期限を平成 26 年 6 月 13 日、証拠等の閲覧¹⁰についての期限を調査終了の日、対質の申出¹¹についての期限を同年 7 月 14 日、意見の表明¹²についての期限を同年 8 月 13 日、情報の提供¹³についての期限を同年 7 月 14 日とした。

- (11) 平成 26 年 2 月 14 日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を通知¹⁴した（申請書の写し（公開版）を添付。）。また、同日、財務大臣は関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、同年 2 月 21 日、調査開始について関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に説明¹⁵した。なお、本件調査の開始決定に際し、同年 2 月 12 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁶した。

1-5-2 質問状の送付等

- (12) 質問状の送付等については、「表 2 質問状への回答状況（その 1）」及び「表 3 質問状への回答状況（その 2）」のとおりであった。具体的には、「1-5-2-1 供給者」、「1-5-2-2 輸入者」、「1-5-2-3 本邦生産者」及び「1-5-2-4 産業上の使用者」において述べるとおりである。

表 2 質問状への回答状況（その 1）

区分	調査当局からの質問状					
	送付数	回答数			うち実績あり	
		(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
		(件)	(件)	(%)	(件)	(%)
供給者	8	0	0	不明	—	
輸入者	2	0	0	不明	—	
本邦生産者	2	2	100	2	100	
産業上の使用者	10	4	40	4	100	

（注）「実績」とは、供給者については調査対象貨物の生産又は輸出、輸入者については調査対象貨物の輸入、本邦生産者については同種の貨物の生産、産業上の使用者については調査対象貨物又は同種の貨物の使用に係る実績があった場合をいう。

表 3 質問状への回答状況（その 2）

（中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状）

⁹ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

¹⁰ 政令第 11 条

¹¹ 政令第 12 条第 1 項

¹² 政令第 12 条の 2 第 1 項

¹³ 政令第 13 条第 1 項

¹⁴ 協定 12.1

¹⁵ ガイドライン 6.(3)

¹⁶ 政令第 18 条

区分	調査当局からの質問状						
	送付数	回答数		調査対象貨物 生産あり		調査対象貨物 生産なし	
				(C) (件)	(C/B) (%)	(D) (件)	(D/B) (%)
中国の 生産者	8	0	0	不明	—	不明	—

1-5-2-1 供給者

1-5-2-1-1 質問状の送付¹⁷

- (13) 平成 26 年 2 月 14 日、中国における調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 7 者¹⁸ に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を本邦に供給したか否か及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、すべての者から供給者質問状の回答がなかった。なお、香港地域及びマカオ地域については、供給者について知り得る情報が全くなかったことから、供給者質問状を送付することができなかった。
- (14) 平成 26 年 2 月 14 日、中国における調査対象貨物の生産者として調査当局が知り得た上記の 7 者に対し、本邦向け調査対象貨物の生産をしたか否か及び市場経済条件の浸透の事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票」及び「中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに市場経済質問状に回答しない場合、日本国政府は政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、当該生産者が行う調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の調査対象貨物の正常価格は、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格又は代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格が使用されることがある旨明示した。これに対し、すべての者から市場経済質問状の回答がなかった。
- (15) また、平成 26 年 5 月 7 日、調査の過程において新たに供給者であることが判明した 1 者¹⁹ に対し、上記(13)と同様の「確認票」及び「供給者質問状」並びに上記(14)と同様の「確認票」及び「市場経済質問状」を送付した。しかし、これらに対し当該供給者から回答がなかった。

¹⁷ 政令第 10 条第 2 項及び政令第 10 条の 2 第 2 項

¹⁸ 申請書（8-1.及び図表 17）

¹⁹ 調査当局が収集した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

1-5-2-2 輸入者

1-5-2-2-1 質問状の送付²⁰

- (16) 平成 26 年 2 月 14 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 2 者²¹に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否かを確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに輸入者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、1 者についてはその取引は無償サンプル取引との連絡があり、当該取引は商業へ導入する取引には該当せず、本件調査の対象外になるものとして、利害関係者から除くこととした。他の 1 者からは輸入者質問状の回答がなかった。

1-5-2-3 本邦生産者

1-5-2-3-1 質問状の送付²²

- (17) 平成 26 年 2 月 14 日、調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者として調査当局が知り得た 2 者²³に対し、調査対象期間中に調査対象貨物と同種の貨物を生産したか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに本邦生産者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、本邦生産者 2 者から本邦生産者質問状の回答書が提出された。なお、本邦生産者 2 者から「本邦の生産者に対する質問状」の回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1-5-2-3-2 回答書の不備に対する確認

- (18) 本邦生産者質問状の回答書を受理後、回答欄が空欄とされている箇所や必要な資料が添付されていない項目があった本邦生産者 2 者の回答書について、当該箇所を明示し、期限を付して、これらについて必要な追記及び添付資料を提出する意思の有無を確認し、意思がある場合は、必要な追記及び添付資料の提出を求めた。これに対し、本邦生産者 2 者から必要な箇所の追記及び添付資料の提出が期限内になされた。

1-5-2-3-3 追加質問状の送付

- (19) 平成 26 年 2 月 14 日に送付した本邦生産者に対する質問状の追加質問として、同年 6 月 16 日、本邦生産者 2 者に対して追加質問状を送付した。その際、指定した回答期限までに質問

²⁰ 政令第 10 条第 2 項

²¹ 申請書（8-1.）及び申請者から聴取した情報

²² 政令第 10 条第 2 項

²³ 申請書（8-2.）

状に回答しない場合、日本国政府は協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。本邦生産者 2 者から追加質問状の回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認め、これに対し、追加質問状を送付した本邦生産者 2 者から回答書が提出された。

1-5-2-4 産業上の使用者

1-5-2-4-1 質問状の送付²⁴

- (20) 平成 26 年 2 月 14 日、TDIの主な産業上の使用者として調査当局が知り得た 10 者²⁵に対し、調査対象期間中にTDIを使用したか否か及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付した。これに対し、産業上の使用者 4 者から回答書が提出され、他の 6 者から回答がなかった。なお、産業上の使用者 1 者から回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1-5-3 代替国に係る選定通知

- (21) 中国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国販売価格」という。）を用いることができるとされている²⁶。
- (22) 平成 26 年 2 月 14 日、代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補（イラン・イスラム共和国、インド、アルゼンチン共和国、ハンガリー、ポーランド共和国、大韓民国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、日本国（調査当局が調査の過程で知り得た国で、代替国の候補として適当と判断した国も含む。））及びその選定理由について、すべての利害関係者及び輸出国政府に対し通知²⁷し、意見を求めた。
- (23) 上記(22)の代替国候補についての通知に対し、利害関係者 1 者から、①「イランの生産者 KAROON は経済制裁により触媒入手ができず、最近まで稼働できなかったと聞くので、代替候補としては不適切と考える。」、②「ポーランドの生産者 Zachem は 2012 年 3 月に TDI 事業を BASF に買収されて、その後工場を閉鎖させられ、現在は生産者不在と聞くので、代替候補として不適切と考える。」、③「韓国国内に生産者が 3 者あり、国内市場は生産者間の競争によって市場価格が決まると考えられ、中国市場に似ていると予想される（中国には生産者が 6 者ある。）。韓国の輸入関税が中国と同じ 6.5%で、中国同様に国内市場価格に対する輸入品の影響力はあまり大きくないと予想される（中国は更に AD 税がある）。同じ東アジア

²⁴ 政令第 13 条第 2 項

²⁵ 申請書（8-3.）

²⁶ 中国 WTO 加盟議定書及び政令第 2 条第 3 項

²⁷ 平成 26 年 2 月 14 日付中国を原産地とする調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定について

に位置しており、原料コスト、用役コストなどが比較的近似していることから代替国を韓国として提案する。」との意見が提出された。

(24) 利害関係者が示した上記(23)①及び②の意見については、調査当局において当該意見についての事実を確認できなかったことから、これらの国を代替国の候補から外すことが適切であると判断することはできず、「非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「代替国の生産者質問状」という。)を送付し、当該事実について確認することが適当と判断した。また、③の意見については、韓国は既に代替国候補となっていた。

(25) 上記(23)の利害関係者からの意見を踏まえ、平成 26 年 3 月 17 日、すべての利害関係者及び輸出国政府に対して、代替国の候補に 1 人当たりのGDP²⁸ ²⁹に基づき優先順位を付けた「表 4 代替国候補のリスト」を示し、また、これらの国に所在する生産者に対し「代替国の生産者質問状」を送付して調査に必要な情報の提供を求める旨を通知したところ、これに対し、提出された意見はなかった。

表 4 代替国候補のリスト

優先順位	代替国の候補	生産者の名称
1	イラン・イスラム共和国	KAROON Petrochemical Co.
2	インド	Narmada Chematur Petrochemicals Ltd.
3	アルゼンチン共和国	Petroquimica Rio Tercero
4	ハンガリー	BorsodChem Zrt.
5	ポーランド共和国	Infrastruktura Kapusciska Spółka Akcyjna
6	大韓民国	BASF KPX Fine Chemical OCI company
7	フランス共和国	Vencorex
8	ドイツ連邦共和国	BASF BAYER
9	アメリカ合衆国	BASF BAYER
10	日本国	三井化学株式会社 日本ポリウレタン工業株式会社 ³⁰

²⁸ 調査当局が収集した関係証拠「IMF World Economic Outlook (October 2013)」

²⁹ 日本については、調査の当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

³⁰ 平成 26 年 10 月 1 日、日本ポリウレタン工業株式会社は東ソー株式会社と合併し、TDI 事業は東ソー株式会社が承継した。

1-5-4 代替国候補の生産者への質問状送付

- (26) 平成 26 年 5 月 21 日、すべての代替国候補の生産者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われたか否かを確認するための「確認票」及び「代替国の生産者質問状」を送付し、協力を求めた。これに対し、【国名】に所在する代替国候補の生産者 2 者から、代替国の生産者質問状に対する回答書が提出された。なお、回答期限の延長申請がなされ、調査に支障のない範囲内でこれを認めた。

1-5-5 証拠の提出及び証言³¹

- (27) 証拠の提出及び証言については、その期限である平成 26 年 6 月 13 日までに提出された証拠及び証言はなかった。
- (28) 「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」に含まれる事実³²に関する証拠の提出及び証言については、その期限である平成 26 年 6 月 13 日までに証拠の提出及び証言をした中国の生産者はいなかった。

1-5-6 対質の申出³³

- (29) 対質の申出については、その期限である平成 26 年 7 月 14 日までに申出がなく、対質は実施しなかった。

1-5-7 意見の表明³⁴

- (30) 意見の表明については、その期限である平成 26 年 8 月 13 日までに、本邦生産者 2 者から、意見の表明があった。

1-5-8 情報提供³⁵

- (31) 情報の提供については、その期限である平成 26 年 7 月 14 日までに提供された情報はなかった。

1-5-9 現地調査

- (32) 本邦生産者質問状について、回答書が提出された本邦生産者 2 者に対し、「表 5 現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意を求める通知書を送付し、問い合わせを行った。これに対し、本邦生産者 2 者すべてから同意を得た。

³¹ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

³² 平成 26 年財務省告示第 53 号及びガイドライン 7.(6)

³³ 政令第 12 条第 1 項

³⁴ 政令第 12 条の 2 第 1 項

³⁵ 政令第 13 条第 1 項

- (33) 上記の本邦生産者と現地調査の日程を調整した。日程決定後、対象者に対し、通知書、現地調査に係る説明及び調査項目を記載した書面を送付³⁶し、「表 5 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、当該現地調査結果報告書を現地調査の対象となった本邦生産者へ送付³⁷し、確認を求めた。当該報告書に対し本邦生産者から一部趣旨を正確にするための修正の要望があり、これを認めた。

表 5 現地調査の実施状況

対象者	同意を求める通知日	実施日
三井化学株式会社	平成 26 年 9 月 29 日	平成 26 年 10 月 23 日～10 月 24 日
日本ポリウレタン工業株式会社（現東ソー株式会社）	平成 26 年 7 月 11 日	平成 26 年 7 月 22 日
	平成 26 年 10 月 3 日	平成 26 年 11 月 4 日～11 月 5 日

- (34) 代替国の生産者質問状について、回答書が提出された生産者に対し、現地調査実施への同意を求める通知文を送付し同意を得た。当該生産者と現地調査の日程を調整し、日程決定後、対象者に対し、通知書、現地調査に係る説明及び調査項目を記載した書面を送付³⁸し、現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、当該現地調査結果報告書を現地調査の対象となった生産者へ送付³⁹し、確認を求めた。当該報告書に対し生産者から意見はなかった。

1－6 秘密の情報

- (35) 提出された書面（申請書を含む。）、証拠及び意見の表明に係る書面並びに現地調査結果報告書について、秘密として取り扱うことを求められたものについては、その旨及びその理由を記載した書面を提出させた⁴⁰。

1－7 証拠等の閲覧

- (36) 提出された書面（申請書を含む。）、証拠及び意見の表明に係る書面（秘密の情報については公開用要約に限る。）並びに現地調査結果報告書（秘密の情報については公開用要約に限る。）について、利害関係者に対して閲覧に供した⁴¹。

1－8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (37) 閲覧に供した回答書における秘密扱いとされている箇所の範囲及び秘密情報の要約の適切

³⁶ ガイドライン 9.

³⁷ ガイドライン 9.

³⁸ ガイドライン 9.を準用

³⁹ ガイドライン 9.を準用

⁴⁰ 協定 6.5、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

⁴¹ 政令第 11 条

性について、利害関係者に対し意見を求めた。これに対し、利害関係者からの意見は提出されなかった。

- (38) 調査当局が閲覧に供した回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密扱いをした理由について、回答書を提出した利害関係者に指摘したところ、指摘を受けた利害関係者から秘密情報の要約及び秘密扱いをした理由を修正した回答書及び秘密扱いの理由書が提出され、これを閲覧に供した。

1－9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

- (39) 調査当局が知り得た供給者 8 者及び輸入者 2 者に対し、供給者質問状及び輸入者質問状を送付し、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示し、回答を求めた。しかし、すべての供給者及び上記(16)において利害関係者から除かれた者以外の輸入者が妥当な期間内に必要な情報を提供しなかったことから、中国を原産地とする不当廉売された貨物の輸入の事実等について、調査当局は知ることができた事実により決定した。

1－10 仮の決定の基礎となる事実の開示

- (40) 平成 26 年 12 月 4 日、本件に関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定（以下「仮の決定」という。）を行い、その旨及び仮の決定の基礎となった事実（以下「中間報告書」という。）を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示⁴²した⁴³。中間報告書は、同日、財務省及び経済産業省のホームページに掲載した。なお、当該告示及び書面による通知において、証拠の提出及び意見の表明（以下「反論及び反証」という。）⁴⁴についての期限を同年 12 月 24 日とした上で、同月 17 日までに提出された反論及び反証は閲覧に供し、提出された反論及び反証に対する反論及び反証についての期限を同月 24 日とした。また、中国政府に対しても仮の決定を行った旨及び中間報告書を送付⁴⁵した。

1－11 仮の決定に対する反論等

- (41) 仮の決定に対する反論等については、その期限である平成 26 年 12 月 17 日及び 24 日までに提出された反論及び反証はなかった。

1－12 暫定措置

- (42) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、関税・外

⁴² 平成 26 年財務省告示第 364 号

⁴³ 協定 12.2 及び政令第 13 条の 2

⁴⁴ 協定 6.2、政令第 10 条第 2 項又は第 10 条の 2 第 2 項、政令第 12 条の 2 第 2 項及びガイドライン 12.(1)

⁴⁵ 協定 12.2

国為替等審議会への諮問⁴⁶及び同審議会からの答申を経て、平成 26 年 12 月 19 日、暫定的な不当廉売関税を課すること⁴⁷が閣議決定⁴⁸され、同年 12 月 25 日から、税率を 69.4%として、暫定的な不当廉売関税が課された。

- (43) 同年 12 月 24 日、暫定的な不当廉売関税を課することについて、直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示⁴⁹した⁵⁰。また、中国政府に対しても通知⁵¹した。

1－13 最終決定前の重要事実の開示

- (44) 平成 27 年 1 月 15 日、最終決定の基礎となる重要事実（以下「重要事実」という。）を直接の利害関係人に対して書面により通知⁵²した。重要事実に対する反論及び反証⁵³についての提出期限は同年 1 月 29 日とし、同日までに提出された反論及び反証は閲覧に供し、提出された反論及び反証に対する反論及び反証についての期限を同年 2 月 6 日とした。また、中国政府に対しても重要事実を通知⁵⁴した。

- (45) 重要事実に対して、平成 27 年 1 月 29 日までに、【直接の利害関係人】1 者から、重要事実に賛同する旨並びに平成 26 年 12 月 4 日に発表された仮の決定及び同年 12 月 25 日施行に係る暫定的な不当廉売関税について、日本国内の健全な市場競争維持の観点より全面的に支持する旨の意見が書面で提出され、秘密の情報を除き閲覧に供した。また、その他の直接の利害関係人及び中国政府からの反論及び反証はなかった。

1－14 調査期間の延長

- (46) 平成 27 年 2 月 12 日、証拠等の更なる検討を行うために調査期間を 4 ヶ月延長することについて告示⁵⁵し、当該期間を同年 6 月 13 日までとするとともに、直接の利害関係人に対して通知⁵⁶した。また、中国政府に対しても通知した。

2 不当廉売された貨物の輸入の事実に関する事項

2－1 不当廉売された貨物の輸入の事実

⁴⁶ 政令第 20 条

⁴⁷ 法第 8 条第 9 項

⁴⁸ トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成 26 年政令第 415 号）

⁴⁹ 平成 26 年財務省告示第 390 号

⁵⁰ 政令第 16 条第 1 項

⁵¹ 協定 12.2

⁵² 協定 6.9、政令第 15 条

⁵³ 協定 6.2、政令第 10 条第 2 項又は第 10 条の 2 第 2 項及び政令第 12 条の 2 第 2 項

⁵⁴ 協定 6.9

⁵⁵ 平成 27 年財務省告示第 57 号

⁵⁶ 法第 8 条第 6 項ただし書及び政令第 9 条

2-1-1 総論

2-1-1-1 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

2-1-1-1-1 調査対象貨物

(47) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出するために販売された TDI であり、TDI とは、トルエンから製造される無色の液体である。また、調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム (HS) の品目表第 2929.10 号 (イソシアナート) に分類され、本邦の輸入統計品目番号は、2929.10-010 (トルエンジイソシアナート) に該当する。

(48) TDI は、通常の商取引上、2,4-TDI、2,6-TDI の 2 種類の異性体の混合比率により TDI80/20、TDI100 及び TDI65/35 の 3 種類がある。

2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(49) 不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するため、調査対象貨物と比較する同種の貨物の範囲は、調査対象貨物の生産国で生産された貨物であって同一の品種の TDI とした。

2-1-1-2 不当廉売差額の基本的考え方

(50) 不当廉売差額は、調査対象期間に輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均 (以下「輸出価格」という。) と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均 (以下「正常価格」という。) との差額とすることとした⁵⁷。

(51) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした⁵⁸。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実に基づいて⁵⁹、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これらすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定⁶⁰することとした。

(52) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、輸出価格及び正常価格は、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるよう必要な調整を行った上で加重平均することとした⁶¹。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引、国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、梱包費用、その他の国内輸送費用、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険

⁵⁷ 協定第 2 条、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条

⁵⁸ 協定 2.2.1.1 及び 6.10

⁵⁹ 協定 6.8 及びガイドライン 10.

⁶⁰ 協定 9.2

⁶¹ 協定 2.4、2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

料、供給国の輸出税、本邦における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、本邦内運賃、その他の輸送費用、割戻し、割引、その他価格販売の修正、内国間接税、技術サービス費、製造物責任にかかる費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

- (53) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算することとした⁶²。
- (54) 算出した不当廉売差額を輸出取引価格で除した数値が2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少であるとした⁶³。

2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方

- (55) 正常価格は、調査対象貨物の生産者が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示した場合には、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）⁶⁴とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）⁶⁵、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）⁶⁶とすることとした⁶⁷。
- (56) ただし、調査対象貨物の生産者が、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、代替国販売価格として、①代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、②当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は③当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかを使用することとした⁶⁸。
- (57) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場

⁶² 協定 2.4.1

⁶³ 協定 5.8

⁶⁴ 政令第2条第1項第1号

⁶⁵ 政令第2条第1項第2号

⁶⁶ 政令第2条第1項第3号

⁶⁷ 協定 2.2、法第8条第1項及び政令第2条第2項

⁶⁸ 政令第2条第1項第4号及び同条第3項

における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなすこととした⁶⁹。

2-1-1-3-1 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(58) 上記(55)の「市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとした⁷⁰。

- ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。④において同じ。）の重大な介入がない事実
- ② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- ④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- ⑤ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-1-4 輸出価格の算出の基本的考え方

(59) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討することとした⁷²。

(60) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合⁷³しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする⁷⁴。

2-1-1-5 端数処理の基本的考え方

(61) 通貨の換算及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について端数を四捨五入することとした。

⁶⁹ 協定 2.2.1

⁷⁰ ガイドライン 7.(6)

⁷¹ 平成 26 年財務省告示第 53 号九(一)

⁷² 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項

⁷³ ガイドライン 7.(2)

⁷⁴ 協定 2.3、2.4 及び政令第 3 条

2-1-2 中国の供給者

2-1-2-1 供給者

(62) 「1-5-2-1-1 質問状の送付」に記載のとおり、中国に所在する調査当局が知り得た供給者 8 者（拜耳材料科技在中国有限公司、上海巴斯夫聚氨酯有限公司、沧州大化集团有限责任公司、烟台巨力精细化工股份有限公司、甘肃银光化学工业集团有限公司、辽宁北方锦化聚氨酯有限公司、蝶理（天津）有限公司及び烟台万华聚氨酯股份有限公司。）に対し、供給者質問状を送付したが、指定した期間内にすべての者から回答がなかった。

(63) このため、調査当局は、上記(51)の記載のとおり、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これらすべての供給者を特定することが実行可能でないときに該当するとして、調査対象貨物の供給国を指定して不当廉売輸入の事実を検討した。

2-1-2-2 正常価格

(64) 正常価格については、「1-5-2 質問状の送付等」に記載のとおり、いずれの供給者からも、TDI の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることが示されなかったため、正常価格の算出には、「2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方」に記載のとおり、代替国販売価格を採用することとした。

2-1-2-2-1 代替国の正常価格

(65) 正常価格については、上記「2-1-2-2 正常価格」のとおり、代替国販売価格を採用することとしているが、TDIに関し、代替国における実際の商取引において使用されている国内販売価格を用いて正常価格を算出した。なお、この場合において関連企業間の取引を除外し非関連企業との取引を検討の対象とした⁷⁵。

(66) 代替国販売価格の計算に当たっては、上記(57)の考え方にに基づき、1kg当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えた価格⁷⁶と代替国価格を比較し、コスト割れ価格による販売の有無を確認した。その結果、コスト割れ価格による販売が長い期間にわたり相当な量であり、かつ、合理的な期間内にすべての費用⁷⁷を回収することができない価格による販売については、正常価格の算出の際に除外した。

(67) 代替国の正常価格を算出するに当たり、輸出価格には増値税が含まれないため、代替国における内国間接税を控除し、価格比較の条件を合わせた。その上で、全取引を加重平均したところ、正常価格は、「表 6 代替国の正常価格」のとおり、1kg 当たり【数値】人民元となった。

⁷⁵ ガイドライン 7.(4)一

⁷⁶ 代替国質問状回答書 様式 D-3-1

⁷⁷ 代替国質問状回答書 様式 D-3-1

表 6 代替国の正常価格

代替国販売価格（人民元/kg）	【数値】
控除費用（人民元/kg）	【数値】
正常価格（人民元/kg）	【数値】

2-1-2-2-2 本邦向け輸出価格

(68) 上記「2-1-2-1 供給者」に記載のとおり、供給者からの回答がなかったため、上記「1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用」に記載のとおり、輸出価格について、知ることができた事実により、調査当局は、中国税関が提供する輸出貿易統計（FOBベース）⁷⁸を用いることとした。輸出貿易統計の価格は、1kg当たり 11.48 人民元であった。輸出価格（増値税を含まない。）⁷⁹から控除した費用は、同様に知ることができた事実により、申請書において示される輸出諸掛り及び調査当局が入手した中国税関が提供する輸出貿易統計を用いて再計算したところ、1kg当たり【数値】人民元であった⁸⁰。これを踏まえ、加重平均により算出した本邦向け輸出価格は、「表 7 本邦向け輸出価格」のとおり、1kg当たり、【数値】人民元となった。

表 7 本邦向け輸出価格

輸出貿易統計価格（人民元/kg）	11.48
控除費用（人民元/kg）	【数値】
輸出価格（人民元/kg）	【数値】

2-1-2-2-3 通貨の換算

(69) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、販売日における為替レートを用いて供給者の現地通貨である人民元に換算した。なお、輸出価格については販売日が不明であったことから、販売月の平均為替レートを用いた。

2-1-2-2-4 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(70) 不当廉売差額は、「2-1-2-2-1 代替国の正常価格」において算出した正常価格と「2-1-2-2-2 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、「表 8 不当廉売差額及び不当廉売差額率」のとおり、1kg 当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、74.67%となり、僅少ではなかった。

表 8 不当廉売差額及び不当廉売差額率

正常価格（人民元/kg）	【数値】
輸出価格（人民元/kg）	【数値】

⁷⁸ 調査当局が収集した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

⁷⁹ 調査当局が収集した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

⁸⁰ 申請書（5-1-2.及び別紙⑮-1）及び調査当局が作成した関係証拠「調査当局が輸出貿易統計に示される輸出数量により別紙⑮-1 について再計算したもの」

不当廉売差額（人民元/kg）	【数値】
不当廉売差額率（%）	74.67

2-1-2-2-5 不当廉売輸入の事実に関する結論

(71) 上記のとおり、中国を原産地とする不当廉売された TDI の本邦への輸入の事実が認められた。

3 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(72) 「2 不当廉売された貨物の輸入の事実に関する事項」のとおり、中国を供給国とする調査対象貨物について、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

(73) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、（a）ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響並びに（b）ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う⁸¹こととされている。そこで、まず、本邦において「同種の貨物」として生産された貨物（以下「本邦産貨物」という。）について、「同種の貨物」に該当するか否か検討を行った。

(74) 「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴」に記載のとおり、当該輸入貨物すなわち調査対象貨物は TDI であることから、本邦産貨物と TDI について、物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、代替性、用途及び貿易統計上の分類から検討を行った。

3-1-1 物理的及び化学的特性

(75) TDIは、常温では刺激臭のある無色の液体であり、イソシアナート基の位置が異なる 2 種類の異性体（2,4-TDI及び 2,6-TDI）の混合物として製造される。一般の市場において取引される物としては、2,4-TDIが 80%、2,6-TDIが 20%の混合物であるTDI80/20、2,4-TDIが 100%であるTDI100、2,4-TDIが 65%、2,6-TDIが 35%の混合物であるTDI65/35 及びその他のTDIが存在する。TDI80/20 の 2,4-TDI含有量は $80 \pm 2\%$ 、TDI100 の 2,4-TDI含有量は 97.5%以上、TDI65/35 の 2,4-TDI含有量は $66 \pm 3\%$ である⁸²。本邦産貨物もすべて同様の物理的及び化学的特性を有していた⁸³。

(76) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産貨物では、物理的及び化学的特性が共通していた。

⁸¹ 協定 3.1

⁸² 調査当局が収集した関係証拠「MDI&TDI Safety, Health and the Environment」p.15 及び申請書（別紙 2）

⁸³ 本邦の生産者質問状回答書（調査項目 A-6-1）

3-1-2 製造工程

(77) TDIの一般的な製造方法は次のとおりである。原材料であるトルエンを硝酸でジニトロ化してジニトロトルエン（DNT）を得た後、水素添加（水添）してトリレンジアミン（TDA）を得、溶媒の存在下でイソシアネート化することによりTDIとし、これを精製してTDI80/20を製造する。また、凝固点の違いを利用してTDI80/20を晶析することによりTDI100を精製し、その過程でTDI65/35も併産される⁸⁴。本邦産貨物も同様の工程で生産されていた⁸⁵。

(78) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産貨物では、製造工程が共通していた。

3-1-3 流通経路

(79) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、その輸入者が最終ユーザーに直接販売している場合及び国内商社を介して最終ユーザーに販売している場合を確認した⁸⁶。本邦産貨物についても、同様に、本邦生産者が最終ユーザーに直接販売している場合及び国内商社等を介して最終ユーザーに販売している場合があった⁸⁷。

(80) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産貨物の流通経路は共通していた。

3-1-4 価格の決定方法

(81) TDIの本邦における購入価格の決定方法については、取引先との交渉によって行われており、当該輸入貨物と本邦産貨物の両者に違いは無いことを確認した⁸⁸。

(82) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産貨物の価格決定の方法は共通していた。

3-1-5 用途

(83) TDIは、一般的に、ポリウレタン原料として軟質フォーム、エラストマー、塗料及び接着剤などに使用されており、その多くは一般的な軟質フォームの製造に用いられている。今回の調査においても、産業上の使用者質問状回答書より、産業上の使用者（最終ユーザー）は、購入した当該輸入貨物及び本邦産貨物を用いて、そのほとんどで軟質フォームを製造していることを確認した⁸⁹。

(84) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産貨物は、用途が共通していた。

⁸⁴ 調査当局が収集した関係証拠「MDI&TDI Safety, Health and the Environment」p.280-282

⁸⁵ 本邦の生産者質問状回答書（添付資料 A-7）

⁸⁶ 産業上の使用者質問状回答書（様式 A-3）

⁸⁷ 本邦の生産者質問状回答書（様式 A-10）

⁸⁸ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1）

⁸⁹ 産業上の使用者質問状回答書（様式 B-1）

3-1-6 代替性

- (85) 代替性については、「表 9 当該輸入貨物と本邦産貨物との代替性」のとおり、「わからない」との回答を除くと、すべて代替性が「あり」又は「一定の条件を満たせば可能」との回答であり、当該輸入貨物と本邦産貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

表 9 当該輸入貨物と本邦産貨物との代替性

代替可能性の状況	
代替可能性あり (%)	40.0
一定の条件を満たせば代替可能 (%)	13.3
わからない (%)	46.7
代替不可能 (%)	0.0

(出所) 本邦の生産者回答書 (様式 A-13-1) 及び産業上の使用者回答書 (様式 C-3-1)

3-1-7 貿易統計上の分類

- (86) 当該輸入貨物は輸入統計品目番号 2929.10-010 (トルエンジイソシアナート) に分類され、本邦産貨物もすべて同じ統計品目番号 (トルエンジイソシアナート) に分類されることを確認した。

3-1-8 同種の貨物の検討についての結論

- (87) 上記のとおり、本邦産貨物は、当該輸入貨物と基本的な物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関しておおむねすべての点で共通しており、高い代替性を有していることが認められた。したがって、本邦産貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であることを確認した。

3-2 本邦の産業

- (88) 利害関係者等から提出された証拠⁹⁰から、本邦においてTDIを生産しているのは、三井化学株式会社 (以下「三井化学」という。) 及び日本ポリウレタン工業株式会社 (以下「日本ポリウレタン」という。) の 2 者であることを確認した。これら 2 者が本邦で生産するTDIが本邦におけるTDIの総生産高となり、総生産高に占める割合は 100%であった (「表 10 本邦の産業の状況 (平成 24 (2012) 年度)」参照)。
- (89) 三井化学及び日本ポリウレタンの 2 者について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はなかった⁹¹。また、本件課税申請の日の 6 月前の日以後同申請の日の前日まで (平成 25 年 6 月～12 月) の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、三井化学及び日本ポリウレタン共に輸入の事実はなかった⁹²ことから、本邦の

⁹⁰ 申請書 (4-2.) 及び産業上の使用者質問状回答書 (様式 A-3)

⁹¹ 本邦の生産者質問状回答書 (調査項目 A-2)

⁹² 本邦の生産者に対する現地調査結果報告書 (三井化学) (2.(2)) 及び本邦の生産者に対する現地調査結果報告書 (日本ポリウレタン (現東ソー株式会社)) (II.2.(2))

生産者に該当すると判断⁹³した。

表 10 本邦の産業の状況（平成 24（2012）年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無	申請に対する 支持の状況
	生産高（MT）	占拠率（%）		
三井化学	【数値】	【数値】	無し	申請者
日本ポリウレタン	【数値】	【数値】	無し	反対の表明無し
合計	【数値】	100.0		

（出所）本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-14-②（様式 B-1 関係））
及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-7（様式 B-1 関係））

(90) 以上のとおり、本邦の産業は、三井化学及び日本ポリウレタンの 2 者とした⁹⁴。

3-3 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響

3-3-1 当該輸入貨物の輸入の増加

(91) 当該輸入貨物の輸入の絶対量の推移は、「表 11 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。
調査対象貨物の輸入は、平成 22 年度には 0 であったが、平成 23 年度に輸入が開始されてから著しく増加し、平成 23 年度は全輸入量の 34.3%、平成 24 年度には全輸入量の 87.4% を占めるに至った。平成 25 年度上期は前年同期から減少したものの依然として全輸入量の 82.3% を占めており、調査対象期間全体で著しい増加を示した。

表 11 当該輸入貨物の輸入量

		年度		22		23		24（2012）		25（2013）
				(2010)		(2011)		(上期)		(上期)
当該輸入貨物 （中国）	輸入量（MT）			0		3,704		14,039	6,884	5,957
	対総輸入量（%）			—		34.3		87.4	85.8	82.3
その他の国	輸入量（MT）			4,934		7,093		2,020	1,135	1,283
	対総輸入量（%）			100.0		65.7		12.6	14.2	17.7
総輸入量				4,934		10,797		16,058	8,019	7,240

（出所）財務省貿易統計

(92) 当該輸入貨物の輸入の絶対量の変化を本邦の産業の同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量との比較で見ると、「表 12 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成 24 年度まで著しく増加している。
一方、本邦産同種の貨物の販売量は、平成 24 年度まで継続して減少しており、平成 24 年度

⁹³ 政令第 4 条第 2 項

⁹⁴ 協定 4.1、政令第 4 条第 1 項及びガイドライン 4.(1)

には平成 22 年度に比べて約【24 ポイント】減少した。また、平成 25 年度上期には、当該輸入貨物の輸入量は前年同期に比べると減少しているが、平成 23 年度の数量をはるかに上回り、平成 24 年度に近い水準にある。その一方で本邦産同種の貨物の国内販売量は、平成 25 年度上期は平成 24 年度上期に比べ増加したとはいえ、平成 25 年度上期の数値を 2 倍したものは平成 22 年度の水準を下回った。

表 12 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
			(上期)	(上期)
当該輸入貨物の輸入量 (MT)	0	3,704	14,039	6,884
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【90】	【76】	【100】
				【119】

(出所) 財務省貿易統計、本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-7 (様式 B-1 関係))

[本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量) 欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100 とする指数である。]

(93) 本邦市場における当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国から輸入した同種の貨物 (以下「第三国産同種の貨物」という。) の本邦での消費における相対的な変化を見ると、「**表 13 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化 (市場占拠率)**」のとおり、調査対象期間における当該輸入貨物の市場占拠率は、平成 23 年度、平成 24 年度と年々急速に増加している。平成 25 年度上期は前年同期に比べて減少したものの、依然として平成 24 年度に近い水準にある。これとは逆に本邦産同種の貨物の市場占拠率は年々減少し、平成 24 年度については平成 22 年度に比べて【31 ポイント】減少した。平成 25 年度上期は、前年同期からやや増加したものの、平成 23 年度の水準を下回っており、減少傾向は維持されていると認められる。第三国産同種の貨物の市場占拠率は、平成 23 年度に増加したが、平成 24 年度は平成 22 年度と比較しても大幅に減少して 1 桁の割合となり、平成 25 年度上期で前年同期に比べ若干上昇した割合に留まっている。なお、この推移は、本邦産同種の貨物の市場占拠率の推移と同様であった。

表 13 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化 (市場占拠率)

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
			(上期)	(上期)
当該輸入貨物の占拠率 (%)	—	【100】	【371】	【357】
本邦産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【84】	【69】	【70】
第三国産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【134】	【38】	【41】
				【43】

(出所) 財務省貿易統計、本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-7 (様式 B-1 関係))

[当該輸入貨物の占拠率(%)＝当該輸入貨物量(kg)／(国内販売量＋総輸入量)(kg)×100]

[本邦の産業が本邦で販売した同種の貨物の占拠率(%)＝国内販売量(kg)／(国内販売量＋総輸入量)(kg)×100]

[当該輸入貨物の供給国以外の占拠率(%)＝当該輸入貨物の供給国以外の輸入量(kg)／(国内販売量＋総輸入量)(kg)×100]

[当該輸入貨物の占拠率(%)欄の【 】は、平成23年度を100とする指数である。]

[本邦産同種の貨物の占拠率(%)欄及び第三国産同種の貨物の占拠率(%)欄の【 】は、平成22年度を100とする指数である。]

3-3-2 本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響

(94) 「1-9 知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)の適用」に記載のとおり、海外供給者及び輸入者はすべて非協力であったため、調査当局は、本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響については、知ることができた事実により判断した。具体的には、産業上の使用者質問状回答を用いて、当該影響を検討した。

(95) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格^{95 96}について、年度別加重平均価格を比較した。「表14 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格(全体加重平均価格)」のとおり、当該輸入貨物の国内取引価格は、調査対象期間を通じて、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回っていたこと、すなわちプライスアンダーカッティングが認められた。当該輸入貨物の価格は、平成23年度及び平成24年度はほぼ横ばいであり、また平成25年度上期は、前年同期に比べて上昇したが、依然として調査対象の全期間において、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。他方、本邦産同種の貨物の価格は、平成22年度から平成24年度まで年々下落した。平成25年度上期は前年同期に比べてやや上昇したものの平成22年度、平成23年度の価格を下回っており、調査対象期間を通じて価格下落の傾向は変わらなかった。

表14 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格(全体加重平均価格)

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
本邦産同種の貨物 (円/kg)	【100】	【96】	【95】	【95】	【96】
当該輸入貨物 (円/kg)	—	【100】	【100】	【99】	【112】
価格比 (%)	—	【70～85】	【70～85】	【70～85】	【80～95】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査(三井化学)提出資料(様式J-16-②(様式C-1関係))、本邦の生産者追加質問状回答書(日本ポリウレタン)(様式J-9(様式C-1関係))及び産業上の使用者質問状回答書(【産業上の使用者名】)(様式A-4-1)

[価格比(%)＝当該輸入貨物(円/kg)／本邦産同種の貨物(円/kg)×100]

[本邦産同種の貨物(円/kg)欄の【 】は、平成22年度を100とする指数である。]

⁹⁵ 産業上の使用者質問状回答書(【産業上の使用者名】)(様式A-4-1)

⁹⁶ 本邦の生産者質問状回答書(様式C-1)

[当該輸入貨物（円/kg）欄の【 】は、平成 23 年度を 100 とする指数である。]

3-3-3 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響についての結論

- (96) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入は、平成 23 年度から始まり平成 24 年度まで絶対量において著しい増加を示した。同時に、当該輸入貨物は、相対的にも著しく増加した。その一方で本邦産同種の貨物の販売は、絶対量において減少し、相対的にも減少し続けた。また、価格については、著しいプライスアンダーカッティングが認められ、国内販売価格は平成 23 年度及び平成 24 年度と継続して下落した。平成 25 年度上期には、当該輸入貨物の価格が上昇し輸入量が減少する一方で、本邦産同種の貨物の絶対的及び相対的な販売量、販売価格のいずれも若干の上昇が見られたが、いずれも当該輸入貨物の輸入が開始される前年である平成 22 年度の水準を下回っており、また、依然として当該輸入貨物の著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

- (97) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価⁹⁷した。
- (98) なお、本邦の産業が自社内で TDI を消費する「自家消費」の数量は、調査対象期間を通じて【数値】割弱程度であり、以下で当該国内産業の状態に関するすべての経済的な要因及び指標の評価を行う際、国内販売量及び国内販売額をその対象としている場合には、自家消費の数量及び金額の合計値についても評価対象とすることとした。また、「自家消費」の金額は、自家消費の結果製造した川下製品について、当該川下製品を国内販売した場合にはこれに使用した TDI の割合を当該川下製品の販売額に乗じて算出することとし、当該川下製品を輸出した場合にはこれに使用した TDI の量を TDI の原価に乗じて算出することとした。これにより当該輸出の影響を排除した上で評価した。

3-4-1 販売の低下

- (99) 調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入の増加」で分析したとおり、平成 23 年度から当該輸入貨物の輸入が急増する一方、本邦産同種の貨物の国内販売のシェアは、平成 22 年度から平成 24 年度まで一貫して減少して【24 ポイント】減となった。同時期に自家消費は、「表 15 本邦産同種の貨物の国内向け販売量の推移」のとおり、【23 ポイント】減少した。その結果、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、本邦産同種の貨物の国内販売量に自家消費量を加えた合計（以下「国内出荷量」という。）は全体で【24 ポイント】減少した。平成 25 年度上期については、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入の増加」に加え、「3-3-2 本邦における本邦産同種の貨物の価

⁹⁷ 協定 3.4

格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」で分析したとおり、当該輸入貨物の輸入量が減少し価格が上昇したため本邦産同種の貨物の国内販売量が増加したものの、平成 25 年度上期の数値を 2 倍したものは依然として平成 22 年度を下回っていた。さらに、「表 15 本邦産同種の貨物の国内向け販売量の推移」のとおり、本邦産同種の貨物の国内出荷量も、前年同期で比べると【2 ポイント】上昇したものの、平成 25 年度上期の数値を 2 倍したものは依然として平成 22 年度を下回る水準にあり、悪化した状況が継続している。

表 15 本邦産同種の貨物の国内向け販売量の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
国内販売量 (MT)	【100】	【90】	【76】	【100】	【119】
自家消費量 (MT)	【100】	【86】	【77】	【100】	【81】
合計 (MT)	【100】	【88】	【76】	【100】	【102】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-7 (様式 B-1 関係))

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100 とする指数である。]

3-4-2 利潤の低下

(100) 本邦の産業の利潤は、「表 16 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、売上高は平成 23 年度、24 年度と一貫して減少した。平成 25 年度上期は前年同期比ではやや増加したものの、平成 25 年度上期の数値を 2 倍したものは平成 22 度の水準を大きく下回っていた。

(101) 営業利益は、当該輸入貨物の輸入のなかった平成 22 年度は黒字であったものの、当該輸入貨物の輸入が開始された平成 23 年度には赤字に転じ、平成 24 年度には赤字幅がさらに拡大した。また、経常利益についても、営業利益の推移と同様に、平成 23 年度に赤字となり、その後も、赤字幅が大幅に拡大した。平成 25 年度上期においても、前年同期とほぼ同様の水準であった。

表 16 本邦の産業の利潤の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
売上高 (百万円)	【100】	【88】	【77】	【100】	【103】
営業利益 (百万円)	【100】	【▲16】	【▲118】	【100】	【102】
経常利益 (百万円)	【100】	【▲24】	【▲122】	【100】	【107】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係))、本邦の生産者追加質問状回答書 (三井化学) (様式 J-25 (様式 G-2-2 関係))、本邦の生産者追加

質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-7（様式 B-1 関係）及び様式 J-19（様式 G-2-2 関係））
 [売上高＝国内販売額＋自家消費額]

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度（上期）を 100 とする指数である。]

3-4-3 生産高（生産量）の低下

(102) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 17 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 23 年度に一時的に落ち込んだ。これは本邦の産業の工場の一つが平成 23 年 3 月の東日本大震災の際、津波の影響をうけて生産を停止し、平成 23 年 6 月 26 日以降再稼働した⁹⁸ものの、年度としては低い稼働率となった⁹⁹ことが主な要因である。平成 24 年度以降は当該工場の生産が通常どおりに回復したため、本邦の産業の生産量は平成 22 年度並みとなった。平成 25 年度上期についても、ほぼ前年同期並みであった。

(103) なお、平成 23 年度は上述のとおり震災により生産が一時止まり、需要に応えるために在庫及び輸出分を国内販売分に振り向けたため、輸出及び在庫が大幅に減少した。平成 24 年度には工場の生産体制の完全復旧により生産量は平成 22 年度並みとなり、本邦産同種の貨物を輸出に振り向けることができた。しかし、国内販売量が平成 22 年度比で【24 ポイント】減少し、自家消費も【23 ポイント】減少したため、その結果、在庫量が積み上がった。なお、調査対象期間中に生産能力の増強や廃止は行われていない。

表 17 本邦の産業の生産量の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
生産量 (MT)	【100】	【74】	【103】	【100】	【103】
期首在庫量 (MT)	【100】	【121】	【86】	【100】	【169】
国内販売量 (MT)	【100】	【90】	【76】	【100】	【119】
自家消費量 (MT)	【100】	【86】	【77】	【100】	【81】
輸出量 (MT)	【100】	【76】	【109】	【100】	【125】
期末在庫量 (MT)	【100】	【71】	【119】	【100】	【94】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-14-②（様式 B-1 関係））、調査当局作成資料（三井化学）（J-14-②-1（様式 B-1 関係））及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-7（様式 B-1 関係））

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度（上期）を 100

⁹⁸ 申請書（5-2-4-2）及び本邦の生産者質問状回答書（三井化学）（調査項目 A-16）

⁹⁹ 本邦の生産者追加質問状回答書（三井化学）（様式 J-20（様式 E-1 関係））

とする指数である。]

3-4-4 市場占拠率の低下

- (104) 本邦産同種の貨物の国内販売の市場占拠率は、「表 13 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）」に示したとおりであり、また、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入の増加」及び「3-4-1 販売の低下」において分析したとおり、当該輸入貨物が市場占拠率を拡大するにつれ、減少している。かかる状況を反映して、本邦産同種の貨物の国内出荷量が本邦市場における TDI の国内出荷量に総輸入量を加えた総販売量に占める割合も、「表 18 本邦の産業の市場占拠率の推移」のとおり、調査対象期間を通じて一貫して減少し、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて【20 ポイント】減少した。なお、平成 25 年度上期の市場占拠率は、前年同期比ではやや上昇しているものの、平成 22 年度の市場占拠率を大きく下回っており、依然として悪化した状況であった。

表 18 本邦の産業の市場占拠率の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
市場占拠率 (%)	【100】	【90】	【80】	【80】	【83】

(出所) 財務省貿易統計、本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-14・②（様式 B-1 関係））及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-7（様式 B-1 関係））

[市場占拠率 (%) = (国内販売量 + 自家消費量) / (国内販売量 + 自家消費量 + 総輸入量) × 100]

[各欄の【 】は、平成 22 年度を 100 とする指数である。]

3-4-5 生産性の低下

- (105) 本邦の産業の生産性は、「表 19 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性については、上記「3-4-3 生産高（生産量）の低下」で述べたとおり、平成 23 年 2 月の東日本大震災で生産量が減少し、一方、下記「3-4-10 雇用に及ぼす悪影響」に述べるとおり平均雇用人数はほぼ横ばいであったことから、平成 23 年度に一時的に悪化したものの、平成 24 年度には回復した。雇用者一人当たりの販売価格を示す価値生産性については、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入の増加」、「3-3-2 本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」、「3-3-3 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響についての結論」及び「3-4-1 販売の低下」において分析したとおり、本邦産同種の貨物の販売量の減少及び販売単価の低下が主な要因で売上高も減少したため、東日本大震災による影響から回復した平成 24 年度においても平成 23 年度から更に悪化した。「表 14 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における取引価格（全体加重平均価格）」のとおり、平成 25 年度上期は、当該輸入貨物の輸入量が減少し輸入単価が上昇したことを受けて本邦産同種の貨物の販売量及び販売単価が上昇及び増加したため、価値生産性も増加した。しかし、依然として平成 22 年度の水準を下回っており、悪化した状態にある。

表 19 本邦の産業の生産性の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
物的生産性 (MT／人)	【100】	【71】	【107】	【100】	【102】
価値生産性 (千円／人)	【100】	【84】	【79】	【100】	【103】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係))、
本邦の生産者回答書 (三井化学) (様式 F-1-1) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウ
レタン) (様式 J-7 (様式 B-1 関係) 及び様式 J-16 (様式 F-1-1 関係))

[物的生産性 (MT／人) = 生産量／平均雇用人数]

[価値生産性 (MT／人) = (国内販売額＋自家消費額)／平均雇用人数]

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100
とする指数である。]

3-4-6 投資収益の低下

(106) 本邦の産業の投資収益は、営業利益及び経常利益を本邦の産業の設備投資評価額 (取得原
価及び帳簿価格) で除して算出した投資収益率により分析しており、「**表 20 本邦の産業の
投資収益率の推移**」のとおりとなっている。本邦の産業は、老朽化に伴う設備の更新や、最
低限の環境安全と生産維持に厳選した投資を行っており、コストダウンや増産のための新規
投資は大幅に減少している¹⁰⁰状況にある。このため、設備投資評価額が増加しない中、上記
「**3-4-2 利潤の低下**」で述べたとおり、営業利益及び経常利益とも赤字幅が拡大して
いることから、本邦の産業の投資収益率は悪化傾向にあることが認められた。

表 20 本邦の産業の投資収益率の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
投資収益率 (%)					
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価格)	【100】	—	【▲3,461】	【100】	【154】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【▲15】	【▲116】	【100】	【104】
経常利益／設備投資評価額 (帳簿価格)	【100】	—	【▲3,560】	【100】	【156】
経常利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【▲23】	【▲119】	【100】	【109】

(出所) 本邦の生産者追加質問状回答書 (三井化学) (様式 J-25 (様式 G-2-2 関係) 及び様式 J-28
(様式 G-4-2 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-19 (様式
G-2-2 関係) 及び様式 J-22 (様式 G-4-2 関係))

¹⁰⁰ 本邦の生産者追加質問状回答書 (調査項目 J-28 (様式 G-4-1 関係)、G-4-3)

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度（上期）を 100 とする指数である。]

（注）平成 23 年度（2011 年度）の「営業利益／設備投資評価額（帳簿価格）」及び「経常利益／設備投資評価額（帳簿価格）」の「－」は、本邦産業が【会計処理の内容】ため便宜的に「－」として表記した。

3-4-7 操業度（稼働率）の低下

(107) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度（稼働率）は、「表 21 本邦の産業の稼働率の推移」のとおりであった。本邦の産業は稼働率を高い水準で維持していたところ、工場の一部が東日本大震災の被害を受けたため平成 23 年度は落ち込んだ。しかし、平成 24 年度には当該被害から原状回復した。平成 25 年度上期は、前年同期比でほぼ横ばいであった。

表 21 本邦の産業の稼働率の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
生産量 (MT)	【100】	【74】	【103】	【100】	【103】
生産能力 (MT／年)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
稼働率 (%)	【100】	【74】	【103】	【100】	【102】

（出所）本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-14-②（様式 B-1 関係））、本邦の生産者追加質問状回答書（三井化学）（様式 J-20（様式 E-1 関係））及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-7（様式 B-1 関係）及び様式 J-12（様式 E-1 関係））

[稼働率（年計）(%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT／年)]

[稼働率（上期）(%) = 生産量 (MT) × 2 / 生産能力 (MT／年)]

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度（上期）を 100 とする指数である。]

3-4-8 資金流入（キャッシュフロー）に及ぼす悪影響

(108) 本邦の産業のキャッシュフローは、「表 22 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおりであった。平成 23 年度は国内販売量が減少することにより営業利益が大幅に減少して損失となり、さらに【キャッシュフロー減少に係る要因】などの特殊要因があったことにより、キャッシュフローのマイナス幅が非常に大きくなった。平成 24 年度には国内販売量の更なる減少により営業利益（損失）が更に悪化した。他方、【キャッシュフロー減少幅縮小の要因】したため、キャッシュフローは特殊要因のあった平成 23 年度に比べると減少幅は縮小したものの平成 22 年度に比べると約 6 割減少しており、さらに平成 25 年度上期は前年同期で比べるとキャッシュフローは大きく減少した。よって、調査対象期間を通じて、本邦の産業の資金流入（キャッシュフロー）は、悪化した状況にあったと認められる。

表 22 本邦の産業のキャッシュフローの推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
キャッシュフロー (円)	【100】	【▲26】	【19】	【100】	【48】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-25-② (様式 G-3-4 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-20 (様式 G-3-2 関係))

[キャッシュフローとは、営業キャッシュフローを示すものである。]

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100 とする指数である。]

3-4-9 在庫に及ぼす悪影響

(109) 本邦の産業の各年度の期末在庫量は、「表 23 本邦産同種の貨物の在庫の推移」のとおり、調査対象期間を通じて増減している。平成 23 年度については、上記「3-4-3 生産高 (生産量) の低下」で述べたとおり、東日本大震災の影響により生産量が減少し、さらに国内需要について輸出分の振替及び在庫により対応したため在庫量が減少したものである。平成 24 年度については、生産量が増加したものの安価な当該輸入貨物に市場を奪われて国内販売量が減少した影響を主な要因として在庫量が増加したものである。「表 17 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 25 年度上期には主に輸出量の増加が平成 24 年度末の在庫量を吸収していた。

表 23 本邦産同種の貨物の在庫の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
在庫量 (MT)	【100】	【71】	【119】	【100】	【94】
在庫率 (%)	【100】	【95】	【116】	【100】	【92】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係))、調査当局作成資料 (三井化学) (J-14-②-1 (様式 B-1 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-7 (様式 B-1 関係))

[在庫率 (%) = 本邦産同種の貨物の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の総生産量 (MT)]

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100 とする指数である。]

3-4-10 雇用に及ぼす悪影響

(110) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 24 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、調査対象期間中、ほぼ横ばいであった。平成 23 年度に増加しているのは、平成 23 年度に定年退職への備えとして中途採用者等を受け入れ、引継ぎのため一時的に増員した¹⁰¹ことによるものである。平成 24 年度には、定年退職のほか、業務の効率化を図って間接部門の人員を不

¹⁰¹ 本邦の生産者追加質問状回答書 (三井化学) (調査項目 J-23)

補充とした¹⁰²ことにより減少となった。

表 24 本邦の産業の平均雇用人数の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
平均雇用人数 (人)	【100】	【105】	【96】	【97】	【97】

(出所) 本邦の生産者回答書 (三井化学) (様式 F-1-1) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-16 (様式 F-1-1 関係))

[各欄の【 】は、平成 22 年度を 100 とする指数である。]

3-4-1.1 賃金に及ぼす悪影響

- (111) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金 (月額換算) は、「表 25 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金 (月額換算) の推移」のとおり、調査対象期間中、ほぼ横ばいであった。なお、本邦の一般労働者の現金給与総額の指数は、平成 22 年度を 100 とした場合に、平成 24 年度は 98.7¹⁰³となり、本邦の産業の賃金の変化と大きな差がないことを確認した。

表 25 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金 (月額換算) の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【100】	【98】	【98】	【97】

(出所) 本邦の生産者回答書 (三井化学) (様式 F-1-1) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-16 (様式 F-1-1 関係))

[各欄の【 】は、平成 22 年度を 100 とする指数である。]

3-4-1.2 成長に及ぼす悪影響

- (112) 一般的に製造業においては研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響については、研究開発費の推移を基に検討した。

- (113) 本邦の産業の国内販売額に自家消費額及び輸出額を加えた合計額 (以下「総販売額」という。) に対する研究開発費及び研究開発比率は、「表 26 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、平成 22 年度から平成 24 年度までは上昇傾向にあった。TDI は、主にポリウレタン軟質フォームの原料として用いられるところ、その配合比等を社内関係部署と共同で研究しており、平成 23 年度から平成 24 年度に研究開発費が上昇したのは、当該研究開発費に係る関係部署との負担比率が平成 23 年度までの【平成 23 年度までの負担比率を 100 とした時の指数は 100】から平成 24 年度以降の【平成 23 年度までの負担比率を 100 とした時の指数は 364】へ変更になったことが主な理由である¹⁰⁴。また、平成 25 年度上期は前年同期に比べて

¹⁰² 本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (調査項目 J-18)

¹⁰³ 調査当局が収集した関係証拠「厚生労働省毎月勤労統計調査」

¹⁰⁴ 本邦の生産者質問状回答書 (三井化学) (様式 G-5-1、G-5-2)

研究開発費自体は横ばい、研究開発比率はやや低下していた。

- (114) なお、研究開発比率からも分かるとおり、総販売額に占める研究開発費は【数値】%未満であり、その金額は【総販売額に対する研究開発費の状況】が認められた。

表 26 本邦の産業の研究開発費の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
研究開発費 (百万円)	【100】	【123】	【210】	【100】	【100】
総販売額 (百万円)	【100】	【74】	【102】	【100】	【125】
研究開発比率 (%)	【100】	【167】	【206】	【100】	【80】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係))、本邦の生産者追加質問状回答書 (三井化学) (様式 G-5-1 及び設問 J-29)、本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-7 (様式 B-1 関係)) 及び本邦の生産者回答書 (日本ポリウレタン) (様式 G-5-1)

[研究開発比率 (%) = 研究開発費 (百万円) / 総販売額 (百万円)]

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100 とする指数である。]

3-4-1-3 資金調達能力に及ぼす悪影響

- (115) 本邦の産業のTDI事業に関する資本調達能力について、格付機関である株式会社日本格付研究所は「13/3 期第 3 四半期決算での業績回復は緩慢」とし、その一つの要因として「不採算が続いていたウレタン」を挙げ、平成 23 年度のA+から平成 24 年度のAに下がった事実を確認した¹⁰⁵。また、他の格付け機関である格付投資センターは、「石化・基礎化学品、ポリウレタン材料など原料・製品市況や為替変動の影響を受ける事業のウエートが高く、業績は振れやすい」ことを一つの根拠として、「A- 安定的」を「A- ネガティブ」に変更している¹⁰⁶。かかる格付変更は、資金調達能力に悪影響を及ぼすものと認められる。

3-4-1-4 投資に及ぼす悪影響

- (116) 「表 27 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 23 年度以降、設備投資額は著しく減少しており、平成 22 年度に比べると平成 24 年度は、【76 ポイント】の減少となった。なお、平成 25 年度上期は、前年同期で比べると【143 ポイント】の増加となったものの、平成 25 年度上期の数値を 2 倍したものは平成 22 年度の水準までは回復していない。これは、【設備投資減少の理由】であることが確認された¹⁰⁷。よって、本邦の産業の投資は、依然として悪化した状況にあると認められる。

¹⁰⁵ 本邦の生産者追加質問状回答書 (三井化学) (添付資料 J-32 (H-3-4 関係))

¹⁰⁶ 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (R&I NEWS RELEASE)

¹⁰⁷ 本邦の生産者質問状回答書 (三井化学) (様式 G-4-3)

表 27 本邦の産業の設備投資額の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
設備投資額 (百万円)	【100】	【48】	【24】	【100】	【243】

(出所) 本邦の生産者追加質問状回答書 (三井化学) (様式 J-28 (様式 G-4-1 関係))、本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-28-② (様式 G-4-1 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-22 (様式 G-4-1 関係))

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100 とする指数である。]

3-4-15 国内価格に影響を及ぼす要因

(117) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価及び需給バランスについて検討した。

(118) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格については、「**表 28 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移**」のとおりであった。製造原価は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、【7 ポイント】上昇し、平成 25 年度上期についても、前年同期で比べると【1 ポイント】上昇した。一方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、【5 ポイント】低下した。平成 25 年度上期については、前年同期で比べると【1 ポイント】増加したものの、平成 22 年度の水準を下回っていた。

表 28 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
売上原価 (円)	【100】	【91】	【82】	【100】	【103】
生産量 (kg) (国内販売量 + 自家消費量)	【100】	【88】	【76】	【100】	【102】
自家消費量 (kg)	【100】	【86】	【77】	【100】	【81】
国内販売量 (kg)	【100】	【90】	【76】	【100】	【119】
製造原価 (円/kg)	【100】	【103】	【107】	【100】	【101】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【96】	【95】	【100】	【101】

(出所) 本邦の生産者に対する現地調査 (三井化学) 提出資料 (様式 J-14-② (様式 B-1 関係)) 及び様式 J-16-② (様式 C-1 関係))、本邦の生産者追加質問状回答書 (三井化学) (様式 J-25 (様式 G-2-2 関係)) 及び本邦の生産者追加質問状回答書 (日本ポリウレタン) (様式 J-7 (様式 B-1

関係)、様式 J-9 (様式 C-1 関係) 及び様式 J-19 (様式 G-2-2 関係))

[本邦産同種の貨物の国内向け生産量のデータがないため、国内生産については、本邦産同種の貨物の国内向け販売量を使用している。]

[本邦産同種の貨物の製造原価は売上原価を総生産量で除したものである。]

[各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度 (上期) を 100 とする指数である。]

(119) 次に、製造原価を上昇させた要因について検討すると、上記「**3-4-1-1 賃金に及ぼす悪影響**」において分析したとおり、人件費に著しい変動はなかった。設備投資については上記「**3-4-1-4 投資に及ぼす悪影響**」において分析したとおり、著しく減少した。したがって、これらは製造原価を上昇させた要因ではなかった。また、減価償却額は【会計処理】を行ったため平成 24 年度以降大幅に減少しており、製造原価を引き下げる要因となった。一方、主な原材料の価格は、「表 29 主な原材料に係る本邦の生産者の購入費用の推移」のとおり、平成 22 年度から平成 24 年度にかけてトルエンが 1kg 当たり【17 ポイント】円、硝酸が 1kg 当たり【49 ポイント】円、更に硫酸が 1kg 当たり【7 ポイント】円上昇しており、製造原価を上昇させた要因となった。

表 29 主な原材料に係る本邦の生産者の購入費用の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
トルエン (円/kg)	【100】	【120】	【117】	【117】	【141】
硝酸 (円/kg)	【100】	【153】	【149】	【148】	【184】
硫酸 (円/kg)	【100】	【94】	【107】	【107】	【108】

(出所) 本邦の生産者回答書 (様式 I-3)

[各欄の【 】は、平成 22 年度を 100 とする指数である。]

(120) かかる状況の下、「表 30 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおり本邦産同種の貨物の国内販売価格は平成 24 年度には 1kg 当たり【数値】円まで下落していた。平成 25 年度上期に至っても 1kg 当たり【数値】円と平成 22 年度の水準を下回っていた一方で、「表 29 主な原材料に係る本邦の生産者の購入費用の推移」のとおり、原材料価格は更に上昇した。これは、上記「**3-3-2 本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響**」で分析したとおり、当該輸入貨物による著しいプライスアンダーカッティングがある中、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁できなかったばかりか、平成 24 年度には当該輸入貨物により販売価格が引き下げられ、平成 25 年度上期においても同様であったものである。このため、上記「**3-4-2 利潤の低下**」で分析したとおり、平成 24 年度の赤字幅は平成 23 年度から拡大し、平成 25 年度上期において更に赤字幅が拡大したものであると認められた。

(121) 本邦の需給バランスについては、調査対象期間における需要量と供給量を算出したところ、「表 30 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおりとなった。需要は調査対象期間を通じ年間【数値】MT 台を維持しほぼ変わらず、供給も常に需要を上回り十分にあったところ、需給バランスは平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、ほぼ横ばいでバランスに変更はなか

った。特に平成 23 年度については、上記「**3-4-3 生産高（生産量）の低下**」で述べたとおり、本邦の産業は東日本大震災の影響により生産高が減少する中、需要に応えるために在庫及び輸出分を国内販売分に振り向け、供給を維持したことが認められた。他方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて低下した。これらのことから、需給バランスは本邦産同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

表 30 本邦の需給バランスと価格の推移

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
需要量 (MT)	【100】	【98】	【95】	【100】	【99】
供給量 (MT)	【100】	【96】	【95】	【100】	【96】
輸入量 (中国) (MT)	0	3,704	14,039	6,884	5,957
輸入量 (その他) (MT)	4,934	7,093	2,020	1,135	1,283
生産量 (国内販売量+ 自家消費量) (MT)	【100】	【88】	【76】	【100】	【102】
国内産業の国内向け 期末在庫量 (MT)	【100】	【78】	【92】	【100】	【80】
需給バランス (供給量／需要量) (%)	【100】	【98】	【100】	【100】	【97】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【96】	【95】	【100】	【101】

〔出所〕財務省貿易統計、本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-14-②（様式 B-1 関係）及び様式 J-16-②（様式 C-1 関係））、調査当局作成資料（三井化学）（J-14-②-1（様式 B-1 関係））及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-7（様式 B-1 関係）及び様式 J-9（様式 C-1 関係））

〔本邦産同種の貨物の国内向け生産量のデータがないため、生産量については、国内販売量＋自家消費量のデータを使用している。〕

〔需要量 (MT) ＝国内販売量＋自家消費量＋総輸入量 (MT)〕

〔供給量 (MT) ＝生産量（国内販売量＋自家消費量）(MT) ＋国内向け期末在庫量 (MT) ＋総輸入量 (MT)〕

〔国内産業の国内向け期末在庫＝期末在庫量 (MT) ×（国内販売量 (MT) ＋自家消費量 (MT)）／（国内販売量 (MT) ＋自家消費量 (MT) ＋輸出量 (MT)）〕

〔各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度（上期）を 100 とする指数である。〕

3-4-16 不当廉売価格差の大きさ

(122) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販

売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、「表 31 不当廉売価格差率と国内販売価格差率（平成 24（2012）年 10 月から平成 25（2013）年 9 月まで）」に示した不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を大幅に上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

表 31 不当廉売価格差率と国内販売価格差率（平成 24（2012）年 10 月から平成 25（2013）年 9 月まで）

対象期間	平成 24（2012）年 10 月から 平成 25（2013）年 9 月まで
不当廉売価格差率（％）	74.67
国内販売価格差率（％）	【10～25】

表 31-1 国内販売価格差率（平成 24（2012）年 10 月から平成 25（2013）年 9 月まで）

対象期間	平成 24（2012）年 10 月から 平成 25（2013）年 9 月まで
本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）	【数値】
調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg）	【数値】
本邦産同種の貨物の国内販売価格 - 当該輸入貨物価格（円／kg）	【数値】
国内販売価格差率（％）	【10～25】

（出所）本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-16-②（様式 C-1 関係））、本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-9（様式 C-1 関係））及び産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者名】）（様式 A-4-1）

〔国内販売価格差率（％）＝（本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（円／kg）－調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg））／調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg）〕

3－4－1 7 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(123) 本邦の産業は、平成 23 年度から本邦産同種の貨物の国内販売量が大幅に減少し、その販売価格も下落したため、売上高が減少した。その一方で主な原材料価格は上昇し、製造原価が上昇したことから、「表 16 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、営業利益、経常利益とも平成 23 年度以降赤字となった。赤字幅は、平成 23 年度以降も拡大したことが認められた。これらの赤字幅拡大の要因としては、上記「3－3 当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」で分析したとおり、当該貨物の輸入が平成 23 年度に本邦産同種の貨物の販売価格を下回る価格で開始され、その輸入量の拡大によって本邦産同種の貨物の販売量が減少したことに加え、「表 29 主な原材料に係る本邦の生産者の購入費用の推移」の原材料コスト上昇に見合う価格引上げができなかったためであると認められる。

(124) 本邦の産業の市場占拠率の低下は、本邦産同種の貨物の国内販売量の減少を反映し、また、投資収益及び価値生産性の低下並びにキャッシュフローの悪化は、利潤の低下を反映し、それぞれ当該輸入貨物による悪影響が認められた。

(125) 営業利益及び経常利益の赤字という業績悪化及び赤字幅の拡大は、本邦の産業の資金調達能力及び投資に悪影響を与えた。資金調達能力については、上記(115)で述べたとおり、赤字幅の拡大を一因として格付機関による格付けが下がったと認められた。投資については、上記(116)で述べたとおり、安価な当該輸入貨物に市場を奪われ、「表 27 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり最低限の環境安全と生産維持に厳選して投資を行うのに止まり新規に設備投資を行うことができず調査対象期間を通じて著しく減少したことが認められた。

(126) 以上を総合的に評価し、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められた。

3-5 当該輸入貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(127) 当該輸入貨物は、本邦における TDI の総需要が、調査期間を通じて維持され、あるいは微減している中、本邦の市場での販売量を年々増加させており、その増加量は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけての本邦産同種の貨物の国内向け販売量減少分から当該総需要の減少分を除いた量以上である。また、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは上記「3-1-6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、ある産業上の使用者が、「常に複数の取引先を競争させて、安価な価格提示をした取引先からの購入を増やしている」と回答したように、取引において価格が重視される中、上記「3-3-2 本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されている。かかる状況を踏まえれば、当該輸入貨物の輸入により、本邦産同種の貨物の販売量が減少し、販売価格に原材料価格の上昇分を転嫁するどころかむしろ販売価格は引き下げられ、その結果、利潤の低下、赤字転落がもたらされたと判断するのが合理的である。したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(128) 調査対象貨物の供給国から輸入されたすべての TDI は、不当廉売輸入であり、当該輸入貨物の輸入による本邦産業に及ぼす影響については、上記「3 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」で述べたとおり、本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

(129) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によ

ることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性等について、利害関係者等から提出された証拠及び一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手したすべての関連する証拠を基に分析¹⁰⁸した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

(130) 第三国からの輸入が与える影響として、第三国からの輸入量については、「表 32 当該輸入貨物の供給国及び第三国からの輸入量」のとおりであった。TDI の総輸入量は、平成 24 年度は平成 22 年度に比べて約 3 倍に増加したが、そのうち第三国からの輸入量が占める割合は、平成 22 年度に 100%であったのが、当該輸入貨物の輸入の急激な増加により平成 24 年度にはそのシェアを約 13%にまで下げ、その輸入の絶対量も約 6 割減となった。加えて、「表 13 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）」のとおり、第三国からの輸入については、平成 23 年度に絶対量及び市場占拠率は増加したが、平成 24 年度には絶対量及び市場占拠率共に激減し、平成 25 年度上期についても前年同期比でやや増加しているものの、減少した傾向は維持されている。したがって、第三国からの輸入は、総輸入量の増加に反して、減少し、むしろ当該輸入貨物に市場を奪われる状況にあることが認められた。なお、第三国のうち平成 25 年度における輸入量が総輸入量の 1 割以上ある国は、韓国と米国であった。

表 32 当該輸入貨物の供給国及び第三国からの輸入量

年度		22	23	24 (2012)		25 (2013)
		(2010)	(2011)	(上期)		(上期)
当該輸入貨物 (中国)	輸入量 (MT)	0	3,704	14,039	6,884	5,957
	対総輸入量 (%)	—	34.3	87.4	85.8	82.3
第三国 (合計)	輸入量 (MT)	4,934	7,093	2,020	1,135	1,283
	対総輸入量 (%)	100.0	65.7	12.6	14.2	17.7
韓国	輸入量 (MT)	2,867	3,773	1,595	769	910
	対総輸入量 (%)	58.1	34.9	9.9	9.6	12.6
米国	輸入量 (MT)	2,033	2,849	390	331	253
	対総輸入量 (%)	41.2	26.4	2.4	4.1	3.5
ドイツ	輸入量 (MT)	34	471	35	35	0
	対総輸入量 (%)	0.7	4.4	0.2	0.4	—
香港	輸入量 (MT)	0	0	0	0	120
	対総輸入量 (%)	—	—	—	—	1.7
総輸入量		4,934	10,797	16,058	8,019	7,240

(出所) 財務省貿易統計

(131) 次に、財務省貿易統計の輸入金額を輸入数量で除して算出した価格（以下、「輸入単価」

¹⁰⁸ 協定 3.5

という。)について、第三国産同種の貨物の輸入単価は、「表 33 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入単価」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入単価は、当該輸入貨物の輸入単価を大きく上回っていた。韓国、米国からの輸入貨物についても、それぞれ、当該輸入貨物の輸入単価を大きく上回っていた。

表 33 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入単価

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
当該輸入貨物（中国）の 輸入単価（円/kg）	—	167.8	168.9	158.6	182.1
第三国産同種の貨物の 輸入単価（円/kg）	217.6	199.5	216.4	212.6	265.4
韓国	224.4	206.6	224.2	227.8	272.6
米国	206.9	189.2	181.3	173.3	260.4
ドイツ	288.0	204.7	249.6	249.6	—
香港	—	—	—	—	221.6

（出所）財務省貿易統計

(132) また、「3-3-2 本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」において説明したとおり、本件調査において、産業上の使用者質問状回答書を用いて、当該輸入貨物と第三国産同種の貨物との両方を取り扱う輸入者の存在は確認できたものの、輸入者からは何ら回答が得られなかったため、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における取引価格については、情報が得られなかった。したがって、「1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用」に記載のとおり、調査当局は、CIF 価格である財務省貿易統計の金額に国内取引に必要な経費（輸入諸掛かり、タンク費用、運賃、販売手数料）及び輸入者の利益を勘案して、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における取引価格を推計し、本邦産同種の貨物の本邦における取引価格を併せて検討したところ、「表 34 本邦産同種の貨物、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における取引価格」のとおりとなった。平成 23 年度には第三国産同種の貨物の取引価格が本邦産同種の貨物の取引価格を若干下回ったものの、他の期間は本邦産同種の貨物の取引価格を上回っており、総じて、本邦産同種の貨物の取引価格に影響を与える要因ではないと判断した。

(133) 以上のとおり、第三国産同種の貨物は、輸入量及び総輸入量に占める割合も当該輸入貨物に比べて少なく、また、その輸入量も減少傾向にある上、輸入単価も当該輸入貨物の輸入単価を大きく上回っており、本邦の産業に損害をもたらす要因ではないと認められた。

表 34 本邦産同種の貨物、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における取引価格

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
本邦産同種の貨物の 取引価格（円/kg）	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】

当該輸入貨物の 取引価格（円/kg）	—	【82】	【84】	【79】	【88】
第三国産同種の貨物の 取引価格（円/kg）	【100】	【96】	【105】	【103】	【124】

（出所）財務省貿易統計、申請書（5-2-2.）、本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-16-②（様式 C-1 関係））及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-9（様式 C-1 関係））

〔「本邦産同種の貨物の取引価格」欄の【 】は、各年度及び半期を 100 の指数とする。また、当該欄と当該輸入貨物の取引価格欄及び第三国産同種の貨物の取引価格欄の【 】の指数を比較する。〕

4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の減少

(134) 「表 35 需要量の変化」のとおり、本邦内の需要量は、平成 24 年度は平成 22 年度と比較して若干の減少が見られるものの、平成 25 年度上期は前年同期比ではほぼ同じであり、調査対象期間中ではほぼ横ばいで大きな変化はなかった。

(135) なお、平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生したが、申請書、本邦の生産者質問状回答書及び産業上の使用者質問状回答書によると、震災後約 3 か月間は TDI の本邦における需要は激減したが、その後は政策的後押しもあり需要は急速に回復、増大した¹⁰⁹とのことであり、結果としては、「表 35 需要量の変化」のとおり平成 23 年度についても平年並みの需要が確保されたため、年度を通して見れば、東日本大震災の需要に対する影響はなかったと判断した。

(136) 以上のとおり、調査対象期間中に需要の減少はなかった。

表 35 需要量の変化

年度	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)		25 (2013)
				(上期)	(上期)
需要量 (MT)	【100】	【98】	【95】 (対 22 比 ▲5 ポイント)	【100】	【99】 (対 24 (上期) 比 ▲1 ポイント)

（出所）財務省貿易統計、本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式 J-14-②（様式 B-1 関係））及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式 J-7（様式 B-1 関係））

〔需要量 (MT) = 国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT)〕

〔各欄の【 】は、年度については平成 22 年度を、上期については平成 24 年度（上期）を 100 とする指数である。〕

¹⁰⁹ 申請書（5-2-4-2.）、本邦の生産者質問状回答書（調査項目 C-5-2）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-6）

4-2-2-2 消費態様の変化

(137) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者質問状回答書より、消費態様の変化はなかったとの回答が得られた¹¹⁰。

(138) 以上のとおり、調査対象期間における消費態様の変化はなかったと判断した。

4-2-2-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論

(139) 以上のとおり、需要の減少はなく、また消費態様の変化もなかったため、これらは本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(140) 調査対象期間におけるTDIの取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態は確認できなかった¹¹¹。

4-2-4 技術の進歩

(141) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に大きなTDI生産技術の差異を生じる、又は、既存のTDIの需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答はなかった¹¹²ことから、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩は確認できなかった。

4-2-5 本邦の産業の輸出実績

(142) 本邦産同種の貨物の生産者に対する質問状において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「**3 不当販売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-6 本邦の産業の生産性

(143) 「**3-4-5 生産性の低下**」のとおり、本邦生産者の生産性の低下はなかったため、本邦の産業の生産性が、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

¹¹⁰ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2）

¹¹¹ 本邦の生産者質問状回答書（調査項目 A-15）及び産業上の使用者質問状回答（調査項目 D-4）

¹¹² 本邦の生産者質問状回答書（調査項目 E-3）及び産業上の使用者質問状回答（調査項目 B-2）

4-2-7 その他の要因

(144) 本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因として、東日本大震災の影響について検討した。

(145) 「4-2-2-1 需要の減少」のとおり、東日本大震災が TDI の本邦における需要に与える影響については、震災直後には一時的に影響があったものの、年度単位で見ると影響はなかった。

(146) 次に、東日本大震災が本邦の産業の生産にどのような影響を与えたかについて分析した。本邦の産業が同種の貨物を生産している工場のうち、東日本大震災によって被災したのは三井化学の鹿島工場のみであった。同工場は地震後の津波の影響で平成 23 年 3 月 11 日に生産を停止したが、同年 6 月 26 日には再稼働し、同年 7 月には生産及び供給体制は復旧した¹¹³。
「表 17 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、鹿島工場の一時的な生産停止によって、平成 23 年度の本邦の産業の生産量は減少したが、当該輸入貨物が平成 23 年 8 月にごく少量輸入された後、同年 11 月に当該輸入貨物が大量に輸入された際には、鹿島工場は完全に復旧して通常の生産を行っており、この点については四半期ベースの工場毎の生産量の推移でも確認した¹¹⁴。また、上記「3-4-3 生産高（生産量）の低下」で述べたとおり、東日本大震災により生産高が減少する中、需要に応えるために在庫及び輸出分を国内販売分に振り向け、供給を維持した。したがって、当該輸入貨物の輸入開始後の本邦の産業の損害は、東日本大震災の影響によるものではないと判断した。

(147) 以上のとおり、東日本大震災は本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-3 因果関係に関する結論

(148) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

5 結論

(149) 以上のことから、不当廉売された TDI の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められたことから、不当廉売関税を課することが適当であるとの結論に至った。

¹¹³ 申請書（5-2-4-2.）

¹¹⁴ 本邦の生産者追加質問状回答書（三井化学）（様式 J-20）

主要証拠等目録

番号	標 目
1	中華人民共和國産トリレンジイソシアナートに対する不当廉売関税を課することを求める書面(三井化学株式会社)
2	中国を原産地とする調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定に関する意見(三井化学株式会社)
3	本邦の生産者に対する質問状への回答書(三井化学株式会社)
4	本邦の生産者に対する質問状への回答書(日本ポリウレタン工業株式会社)
5	産業上の使用者に対する質問状への回答書(倉敷紡績株式会社)
6	産業上の使用者に対する質問状への回答書(株式会社イノアックコーポレーション)
7	産業上の使用者に対する質問状への回答書(日清紡ケミカル株式会社)
8	産業上の使用者に対する質問状への回答書(アキレス株式会社)
9	調査当局からの不備指摘を受けて修正された質問状の回答書(三井化学株式会社)
10	調査当局からの不備指摘を受けて修正された質問状の回答書(日本ポリウレタン工業株式会社)
11	調査当局からの開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘を受けて修正された質問状の回答書(三井化学株式会社)
12	調査当局からの開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘を受けて修正された質問状の回答書(日本ポリウレタン工業株式会社)
13	本邦の生産者に対する追加質問状への回答書(三井化学株式会社)
14	本邦の生産者に対する追加質問状への回答書(日本ポリウレタン工業株式会社)
15	意見の表明(日本ポリウレタン工業株式会社)
16	意見の表明(三井化学株式会社)
17	本邦の生産者に対する追加質問状への回答書の一部修正(日本ポリウレタン工業株式会社)
18	調査当局からの開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘を受けて修正された追加質問状の回答書(三井化学株式会社)
19	調査当局からの開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘を受けて修正された追加質問状の回答書(日本ポリウレタン工業株式会社)
20	非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状の回答書(【A社】(※事業者名秘密扱い))
21	非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状の回答書(【B社】(※事業者名秘密扱い))
22	本邦の生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(三井化学株式会社)
23	本邦の生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(日本ポリウレタン工業株式会社(現東ソー株式会社))
24	非市場経済国の代替国としての生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(【A社】(※事業者名秘密扱い))
25	非市場経済国の代替国としての生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(【B社】(※事業者名秘密扱い))
26	その他調査当局が収集及び作成した関係証拠
27	重要事実に対する反論及び反証(【C社】(※事業者名秘密扱い))